

獄死四人を含め検挙者六〇余人。戦時下最大の言論弾圧・横浜事件は摘発から六八年経ち、元被告への刑事補償が決定され、節目を迎えた。なぜ無罪判決ではないのか。司法の戦争責任追及は続く。

## 横浜事件・司法の戦争責任を問う／木村まき

ジャーナリスト 西村 秀樹

### 《戦友》

「横浜事件は無罪だ」と再審を請求した人びとの中心には、いつも元中央公論の編集者木村亨がいた。木村亨は第三次再審請求をようやく提訴する矢先に死去した（一九九八年七月）が、その遺志を妻・木村まきが継いだ。亨がまきと再婚したのは一九九二年。木村まきは、亨のいわば戦友である。

横浜事件を振り返る。アジア太平洋戦争の時期、最大の言論弾圧事件・横浜事件は、捜査主体（神奈川県特高Ⅱ神奈川県警察部特別高等課）と罪状を同じくする六つの事件の総称である。検挙者の数は、六〇余人（昭和塾の関係者

を含めると、八〇余人説もある）。三三人が起訴され、五人が死亡した。時期は、二つに分けられる。摘発判決の時期が一九四二年九月から敗戦後の一九四五年一〇月まで。一方、再審請求（一九八六年）から刑事補償の決定（二〇一〇年二月）まで。トータルすると実に六八年かかった。

摘発過程を見てみる。発端は、アジア太平洋戦争で日本が米英に宣戦を布告してから半年後の一九四二（昭和一七）年、総合雑誌『改造』八月・九月号に掲載された評論家・細川嘉六の論文だ。この論文「世界史の動向と日本」は事前に内務省の検閲を通過していた。にもかかわらず陸軍報道部は横やりを入れた。報道部長の谷萩那華雄（戦犯とし

て刑死)は細川論文を「共産主義の宣伝論文」だと批判、神奈川県特高は細川を、九月一四日、出版法違反容疑で検挙した。



木村亨の肖像画と「戦友」の妻木村まき

(筆者写す)

同じ時期、アメリカで一〇年間留学し労働問題を研究してきた川田寿(のち慶應義塾大学経済学部教授)・定子夫妻が「日米交換船」浅間丸に乗って帰国、横浜港に上陸した際、荷物検査でアメリカから持参した資料が共産主義の宣伝文書ではないかと疑われた。横浜の特高は川田夫妻を治安維持法違反容疑で、九月一日検挙した。

神奈川県特高は、細川嘉六と川田夫妻を突破口に、知識人への攻撃をめざした。ただ細川論文は内務省情報局の事前検閲を通過していたぐらいだから、共産主義宣伝の証拠に決め手を欠いていた。そこで、神奈川県特高は、細川嘉六の知人や周辺への捜索をかたづけしから推し進めた。

以後、神奈川県特高は、朝日新聞記者や岩波書店など出版編集者など言論活動に携わるもの、満鉄調査部員や学者など、次々に摘発していった。この戦時下最大の言論弾圧の一連の事件をいわゆる「横浜事件」と呼ぶ(「特高月報」(一九四四年八月)によれば、内訳は「米国共産党員事件」「ソ連事情調査会事件」、細川嘉六を中心とするいわゆる「(共産)党再建準備会グループ事件」「政治経済研究会事件(昭和塾)」「改造社ならびに中央公論社内左翼グループ事件」「愛国政治同志会事件」である)。この中には例えば国権主義の色彩が濃い「愛国政治同志会事件」が含まれていることでもわかるように、芋づる式に検挙された人的関係がか

るうじて細いタテ糸を形成するくらいで、六つの事件相互の関連は薄い。また近衛文麿に近いメンバーが多いことから、東条英機らの権力闘争の側面も研究者は指摘している。

### 《証拠写真》

細川嘉六の周辺捜査から、神奈川県特高はでつち上げの口実となる「証拠写真」を知人宅から発見した。それが共産党再建事件とも泊事件とも言われる事件である。

細川が自分の郷里の富山県泊町（現在の朝日町）の料理旅館・紋左に、かねて知りあいの中央公論の編者者木村亨などを招待し日本海の魚などをごちそうした。その際、記念の集合写真を撮影したが、その写真を細川の知人宅から発見した神奈川県特高は、この集まりが日本共産党の再建を話し合う秘密会合と決めつけ、横浜市の笹下にある横浜刑務所内で拷問を加え、自供を得ようとした。

細川に連座して検挙された木村亨は、一九一五年、和歌山県新宮生まれ。祖母は、大逆事件で死刑を執行された医師の大石誠之助に診察を受けた経験があり、亨にもその体験を語ったという。

ちよつと考えれば判ると思うが、日本共産党の「再建」は、治安維持法違反を覚悟せざるを得ず、つまり非合法で秘密裏の集まりをわざわざ人目につく日本海沿いの料理旅

館で宴会を開いた後、浴衣姿で集合写真を撮るであろうか。「革命的警戒心」が足りないというよりは、もし本当に日本共産党を再建する秘密会合で浴衣姿の集合写真を撮ったとしたら、それはマンガでしかない。横浜事件摘発の四年前（一九二八年）、三・一五事件で共産党員一六〇〇人余りが検挙され、プロレタリア作家・小林多喜二は一九三三年特高の拷問により死亡、日本共産党はすでに壊滅状態となっていた。

### 《拷問》

そもそも、治安維持法は人の心の中の思想信条を問題にする罪状なので、外的な証拠資料などあるはずもなく、拷問による自供以外、立証はむずかしい種類の「犯罪」である。

ここに一通の口述書がある。横浜事件の端緒となった事件の一つ、川田夫妻事件（神奈川県特高は「アメリカ共産党員事件」と命名）で、妻の定子が戦後、再審請求の際に提出したものだ。

「検挙後二か月間は係長松下警部が専任、私の取調べに当り、夜間、長時間に亘って腰部を裸にして床に坐らせ、両手をツナで後手に縛り上げ、口にサルグツワをはめた上で、靴のかかとでモモとヒザ、頭を蹴り散らし、そのため内出血がひどく、ムチのミミズ腫れの跡は全身を傷つけま

した。そのあげく、火箸とコウモリ傘の尖端でチクチクと突き刺し、歩行できなくなる迄残忍な拷問を繰り返しました。又陰部を露出せしめ、コン棒で突くなどの凌辱の限りを尽くしました」

松下警部というのは、神奈川県特高の左翼係長、松下英太郎のこと。のちに川田定子は「乞食になってもいいから日本じゅうの家を一軒ずつ尋ねて、松下と柄沢（松下の部下の警部補）の家を見つけて放火して焼き払ってやるうと、そればかり一途に思っただけに獄に坐っていた」と述べている。

また、特高の刑事は検挙者に「小林多喜二はどうして殺されたか知っているか」と脅した。検挙者はこの言葉を決して単なる脅しだけとは受け取らなかった。

中央公論の編集者であった浅石晴世は、一九四四年一月一三日獄死、満鉄調査部員の西尾忠四郎は一九四五年六月三〇日、ひん死の重態で刑務所からかつぎ出されたが、同年七月二七日死亡した。実に、日本のポツダム宣言受諾の半月前である。結局、獄中で四人（高橋善雄、浅石晴世、和田喜太郎、田中正雄）に西尾忠四郎を加えると、被告三人のうち実に五人もの犠牲者が出た。

雑誌『改造』と『中央公論』は、一九四四年、廃刊となった。ジャーナリスト清沢洌（きよさわ しゅうりつ）『暗黒日記』の記述はこうだ。「中央公論、改造の廃業が発表された。（略）蠟山君のいうところ

では中央公論、改造の背後に三〇万人の知識階級、政府のオポジションがある。それがブラックリストになっているが、それを取り除こうというのである」（四四年七月一日）。

### 《敗戦》

一九四五年八月一日を、刑務所内に拘束されていた被告たちはどう過ごしたのか。

木村亨は次のように記す。ちよつと長いが雰囲気がよく判るので、引用する。

「ぼくの生涯で、あれほどシヨッキングなことはあとにもさきにも他にはあるまい。それは昭和二〇年八月一日のひる過ぎのことである。三舎二階六号室のぼくの独房の小さなのぞき窓へ、そのとき雑役の『床屋』さんが息はずませながら駆け寄って来て、口をつけんばかりにしてこうささやいたのである。『木村さん、あんたたちが言っていたとおりになりましたね。ついさつき、天皇の降伏放送がありましたよ、これは細川先生からです』と、彼はすばやく下の差し入れ口から小さな一片の紙切れをいつものように投げ込んでくれた。急いで取り上げて、紙片のシワを伸ばしてみると、まさしく細川さんの字で、その日の天皇の降伏放送を諷して詠んだ一句がまず目に入った。

『初鶏はつどりや八紘一字に鳴きわたる』

そしてそのつぎに、細川さんのたいせつな伝言が書き込まれていたのである。『木村君、わたしたちに対する当局の不当拘禁を断じて許せない。総理大臣か、司法大臣がここに来て、手をつけて謝らないかぎり、決してここは出てやらぬ肚を決めたまえ』

独房のド真真中に正座して、受け取ったその紙片を読み終わつたばくは、その細川さんの呼びかけに対する全面的共鳴と感激のあまり、ガバと起き上がつて、正面の鉄扉の上のかまちに両手で飛びつくと、ぶら下がつた両足で鉄扉を思い切りはげしくガンガン蹴りつけた。足先が痛かつた。ふだんなら巡視の看守が飛んで来て、懲罰をくらうところだが、さすがにこのときは獄中がシーンと静まり返つて一人の看守も見えない(木村亨『横浜事件の真相』)。

### 《敗戦後の判決》

横浜事件の一つの特徴は、治安維持法違反容疑の裁判が、ポツダム宣言の受諾後に下された事実である。

治安維持法で起訴された三三人のうち「米国共産党員事件」ら七人を除き、大部分の被告は敗戦後に判決を受けた。予審判事の石川は泊事件の被告八人のうち、細川と残り七人を分離した。細川嘉六は九月一〇日、免訴の判決を受け、

有罪ではなかつた。残る四人は一九四五年八月二九日と翌三〇日、木村亨は九月一五日が判決日だ。しかも有罪判決(執行猶予つきながら)。

ちよつと年表を思い出していただけるとわかりやすいが、アメリカ軍のマッカーサーがコンパイプを片手に厚木飛行場に到着したのが八月三〇日。東京湾上の戦艦ミズーリ号甲板で日本の全権・重光葵が降伏文書に調印したのが九月二日。その全く同じ時期に、横浜地方裁判所の判事は、敗戦の混乱期のドサクサにまぎれて、横浜事件の被告たちを治安維持法違反の罪でつぎつぎ有罪にした。私のような戦後生まれにはちよつと想像のつかない異常さだ。

ちなみに、同じ九月には治安維持法で豊多摩刑務所に収監されていた哲学者三木清が全身の疥癬(皮膚病)の悪化により獄死(九月二六日)、外国人特派員の記事をきっかけに治安維持法がようやく撤廃され(一〇月一五日)、政治犯五〇〇人が釈放された。この三木清獄死のニュースを没にした読売新聞編集局長の扱いをめぐって、正力松太郎ら経営者への戦争責任追及と社内の民主化を求めた読売争議が勃発している。

横浜事件の原判決の際、被告の一人高木健次郎は「判決には服しがたい」と判事に向かって不服を申し立てた。ポツダム宣言受諾後、治安維持法の罪で有罪判決を下した、

当時の横浜地方裁判所の判事たちの責任は重い。

## 《特高刑事への追及》

横浜事件で検挙され、執行猶予付きながら有罪判決を受けた面々は、逆に、特高刑事の戦争責任を追及するため、敗戦から三か月後の一九四五年一月一三日、横浜市内の刑務所所在地から名前をとって「笹下会」をつくった。座長に細川嘉六、参加者三〇余人、木村亨ら七人が幹事になった。

木村らが世話役となつての「共同告発闘争」は、それぞれが告発にむけて口述書を書くところからスタート。代理人となる弁護士も決まり、一年後、笹下会メンバーが決意を記した。

「私たち、戦時中に彼ら（＝日本の官僚）が軍と手を取つて仕組んだ陰謀の最大のひとつ、いわゆる横浜事件で不当拘禁を受け、ことばにつくせぬ拷問とテロによつて、なかの五人までも死に至らしめる被害をこうむつた四〇余名の同志たちが、人民の敵旧官僚とその手先官僚どもを、殺人、殺人未遂、人権じゅうりん、名誉きそんなどの罪名をもつて共同告発すると同時に、彼らの犯罪を全日本民衆の前に徹底的に追及し、バクロすることに決定した」

決定に従い、一九四七年四月二七日、三三人が神奈川県特高約三〇人を告発した。二年後（一九四九年二月）横浜

地裁は、特別公務員暴行傷害罪で松下英太郎に懲役一年六か月の有罪判決を下した。松下は神奈川県特高の左翼係長警部で、アメリカ共産党員事件の川田定子が「陵辱を加えた」と口述書で非難した相手だ。

元特高警察官は一審判決を不服として控訴した。一九五一年三月二八日、東京高裁は三人に有罪判決を下した。神奈川県特高の左翼係長警部の松下英太郎に懲役一年六か月、左翼係取調主任警部補の柄沢六治と森川清造にそれぞれ懲役一年の有罪であつた。被告側はさらに上告し、一年一か月後、最高裁は彼らの上告を棄却し、松下ら三人の実刑は確定した（一九五二年四月二四日）。

しかし、後になつて、中央公論にいた作家、中村智子が『横浜事件の人びと』執筆のため、追跡調査をしたところ、つぎのような事実が判明した。

『松下さんも一年半の実刑をくつたわけだから』と、懲役の体験をきこうとして言いかけると、それにはきつぱりした答えがかえつてきた。『刑務所なんか一日も行つてません。日本が独立したとき、講和特赦になつたんです。刑務所なんかぜんぜん行つてませんよ』

それははじめてきくことであつた。最高裁までいった拷問特高にたいする告訴は、肩すかしをくつたのだった！私は権力の側の自己陣営を守る壁の厚さをあらためて知る



おもいで、くちびるをかんだ。

講和条約が発効したのは、最高裁が彼らの実刑判決を確定した四日後の一九五二年四月二十八日であった。占領から独立した日本は、拷問特高を守ったのである。

松下は愕く私をあざわらうように、

『実刑なんかうけていませんですよ』、とくりかえし言い、電話をきった(中村智子『横浜事件の人びと』)。

## 《再審請求》

「もはや戦後ではない」と日本政府が経済白書で宣言(一九五六年)。その後、日本は高度経済成長を一途に進み、東京オリンピック、大阪万博と大きなイベントをクリアし、オイルショックもなんとかやり過ぎた。横浜事件の中心であった細川嘉六は、一九六二年二月二日、死去(享年七四)。また横浜事件関係者のメンバーでつくる笹下会はしばらく休眠状態であった。

横浜事件のむざんな判決から、四〇年余が経過した。

木村亨は妻正子を病気でなくし(一九八四年)、再審請求に情熱を傾け、弁護士に再審請求の相談を持ちかけた。

たまたま、政府の「国家機密法案」国会提出(一九八五「昭和六〇」年六月)をきっかけに横浜事件の関係者が集まった。東京・神田の教育会館に、「言論・出版の自由を守り、

国家機密法案に反対する言論人の会」が主催して、「横浜事件を語り、聞く会」が開かれたのだ(一九八六年六月七日)。再審請求をつのり、九人(うち相続人が三人)が応じた。泊事件にちなみ、七月三日、横浜地裁に再審請求書を提出した。木村亨ら当事者六人と遺族三人の計九人が請求人になった(第一次再審請求)。

木村亨はこう記している。「なぜ俺が再審請求の決心をしたのか、その理由をひと言で言えば『旧国家(旧日本の国家)に対して貸しがあるから取り立てるまでだ』につきると思う。あんな無茶苦茶をそのまま『ああそうですか』で黙認するわけにはいかん。これほど明確な国家犯罪はあるまい」。

しかし、行きつ戻りつ、法的な名誉回復はなかなか進まなかった。横浜地裁は本件再審請求を棄却(一九八八年三月三十一日)。理由は「敗戦の混乱時、裁判記録が焼却処分されたため再審理由を審理することが不可能」という。門前払いであった。以降、再審請求は高裁、最高裁へステップを進めていくが、最高裁は特別抗告を棄却した(一九九一年三月一日)。埒が明かない。

国内でダメなら外圧をとというわけではあるまいが、木村亨はこの時期、ジュネーブの国連人権小委員会に通り、救済を訴えた。笹下の横浜刑務所で特高から受けた拷問を再

現するパフォーマンスを行い、無実を訴えた。こうした木村亨の努力のかがあつてか、国連規約人権委員会は日本政府に対し「拷問等禁止条約」を批准するように勧告（一九九三年）。日本政府は一九九九年にこの条約に加盟した。

第二次再審請求を、雑誌改造の編集者・小野康人の遺族が横浜地裁に提出した（一九九四年七月）が、二年後、横浜地裁は請求を棄却。原裁判の資料がないという壁は厚い。

木村亨らは第三次再審請求を検討した。弁護士には、第一次からの森川金寿弁護士に、大阪高裁判事をつとめた環直彌弁護士が加わり、強力なメンバーで臨んだ。ちよつとわずらわしいので、年表にしてみる。

一九九四年 七月二十七日、第二次再審請求（小野康人の遺族が請求人）

一九九八年 七月二十四日、木村亨が死去

同 年 八月二十四日、第三次再審請求（木村亨の遺族ら八人）

同 年 九月 四日、第二次再審請求を東京高裁が棄却決定

二〇〇三年 四月一五日、第三次再審開始を横浜地裁が決定

二〇〇五年 三月一〇日、検察側の即時抗告に対し、東京高裁は再審開始を支持

## 《木村亨・まぎの結婚》

第三次再審請求の提出から七年後、ようやく、再審の裁判がスタートした。常に再審請求の中心にいた木村亨は、すでに死去。妻の木村まぎが遺志を引き継いだ。木村まぎは、一九四九年生まれ。日本エディタースクールで出版の編集作業について学び、書籍の編集に携わっていた。木村まぎは、横浜地裁への意見陳述書につきのように述べている。

「私が、いわゆる横浜事件の再審請求人になったのは、元被告の木村亨と出会ったからです。一九八九年の暮れに出会い、すぐに親しくなりました。気持ちが良い、三、四歳という年の差も何の躊躇にもなりません。そんななか、両親と同世代の木村亨と結婚しました（経済面では、木村の年金は月一〇万円弱、両親の年金も二人合わせて月に一四万円ほどでした）。木村亨に出会った時には、八四年に妻を病気で亡くし、今にも崩れそうな木造アパートの六畳一間、風呂もない部屋で、木村は誇りをもって、横浜事件の再審だけを願って暮らしていました。結婚は、冷静に考えれば『無謀』ともいえる行動だったかもしれませぬけれど、ひとりの男性、木村亨に強く惹かれたのです」

二人の結婚は、第三次再審請求の展望がなかなか拓けない時期に当たると。前妻を一九八四年に病気でなくした木村



亨にとつて、まぎとの結婚は新しい生活の張りであつたに違いない。

木村まぎの意見陳述書はさらに続く。

「いつてみれば、私は木村亨との家庭生活の延長として、台所からエプロン姿で集会や裁判所にでかけているのです。”父ちゃんのためならええんやこら。“『よいとまけの歌』と同じです。夫婦の愛情というのでしょうか。そこから、社会を見る目ができ、生きる喜び、立ち向かうエネルギーが湧いてくるのです”。

### 《免訴か、無罪か》

一九八六年の再審請求から数えて一九九一年目、敗戦直後の有罪判決からだと実に六〇年を経過して、ようやく再審がスタートすることになった。

私はこの時期、木村まぎから話を聴いたり、JR横浜駅から根岸線に乗り換え関内駅から横浜スタジアムを右にみながら横浜地方裁判所へ通い、何度か裁判を傍聴した。多くの傍聴希望者があつまり傍聴券は抽選という、司法制度に感度の高い人たちの関心を集める裁判であつた。

しかし、肝心の再審裁判で、検察側は「免訴」判決という形式処理を求め、「無罪」判決をもとめる再審請求人と、真つ向から争いとなつた。「免訴」とは、「刑事訴訟において、一

定の事由があることを理由として言い渡される形式判決。犯罪行為が終了した後、当該行為に適用されるはずの罰条が、法令の改廃により、廃止または失効した場合をいう」（『世界大百科事典』）。

つまり、検察側は、治安維持法が敗戦後の一九四五年一月一五日、廃止されたので、「免訴」という形式判決ですまそうというのだ。一方、元被告たちは、「無罪」判決はもちろんのこと、どうして横浜事件のような国家犯罪が生み出されたのか、その構造こそが問題だから、事実調べからスタートすべきだと主張し、真つ向から意見は対立した。しかし、裁くべき松尾昭一裁判長ら判事の訴訟指揮は、はじめから逃げの姿勢、つまり形式的な対応に終始している。そのように傍聴席に坐っている私には思えだし、再審請求人や弁護団のメンバーも同じ思いであつた。

横浜地裁の審理は実体判断には至らず、案の定、判決も「免訴」という形式判決であつた。「ポツダム宣言受諾とともに治安維持法は失効し、被告人が恩赦を受けたことで、刑訴法三三七条二号により免訴を言い渡すのが相当」（二〇〇六年二月九日）。

朝日新聞は社会面に「免訴ずるい」、「遺族失望」司法、何のために」と見出しをつけた。再審請求人と弁護団は、裁判所の姿勢を強い調子で非難した。「本件判決は、実質的に

見て、検察と一体となつて横浜事件の隠蔽を図つたものといえ、特高警察と検察の言うがままに違法な確定判決を言い渡した横浜地裁の行為への反省の姿勢は微塵も見られない不当な判決であるといわざるを得ない」(声明)。

木村まきたち再審請求人と弁護団は控訴し、さらに最高裁に進む。年表で記す。

二〇〇七年 一月一九日、第三次で東京高裁が控訴棄却

二〇〇八年 三月一四日、最高裁第二小法廷が、上告棄却

同年 一〇月 第四次再審裁判がスタート

二〇〇九年 三月三〇日、横浜地裁が免訴判決

### 《刑事補償》

第四次再審の判決は、それまでの木で鼻をくくるような類ではなく、少しは血の通つたものに変つた。横浜地裁の大島隆明裁判長は判決こそ免訴ではあつたが、判決文の中で「免訴では、遺族らの意図が十分に達成できないことは明らか。無罪でなければ名誉回復は図れないという遺族らの心情は十分に理解できる」と述べ、刑事補償への途を示唆した。第四次再審請求人は控訴せず、刑事補償の手続きに入り、今年二月、刑事補償が認められ、元被告五人の遺族に計に四七〇〇万円が支払われることになった。

二〇〇九年、四月三〇日、刑事補償の請求手続きを横浜

地裁に行った。

二〇一〇年、二月四日、刑事補償を決定。同年六月二四日、官報と新聞三紙に判決要旨を公告。

刑事補償を決定した理由で、大島裁判長はまず犯罪行為に対し「予審終結理由書に記載されたいずれの事実も、これらを認定することはできなかったというべきである。小野らが無罪の判決を受けたであろうことは明らかである」と無罪の認定をした。その上で、特高警察、検事、判事の故意過失について重大だと認めた。「特高警察は、旧刑事訴訟法下においても暴行・脅迫を用いた取調べは許されず、違法な手法で捜査を進めたことには、故意に匹敵する重大な過失があつたと言わざるを得ない」。検察官についても「旧刑事訴訟法下においても起訴権限は検察官にあり、拷問等の事実を見逃ごして起訴した点には、少なくとも過失があつた」。最後に、裁判官についても「終戦前後に行われた公判でも、総じて拙速、粗雑と言われてもやむを得ないような事件処理がされたものと見ざるを得ず、裁判官にも過失があつたと認めざるを得ない」と認定した。

新聞では「実質無罪」などよろこびをもつて表現した見出しもあつたが、木村まきのころは晴れなかつた。なぜなら、求めた内容と結果はあまりに違つていたからだ。

あらためて、木村まきをはじめ再審請求人や弁護側が再

審裁判で求めた主張を記す。

「司法機関の果たすべき役割は法の支配の実現だが、このとき（一九四五年当時）の横浜地方裁判所は残念ながら司法機関としての役割を放棄し、見事に加害者の役割を演じた」と、当時の司法とりわけ横浜地方裁判所の戦争責任を厳しく糾弾している。また、無罪判決を求める理由はこうだ。「遺族を請求人とする死後再審の制度的理念は、冤罪等誤判犠牲者の救済と名誉の回復であるといつてもいいであろう。誤判救済と名誉回復を刑事司法の場で実現しようとすれば、なによりもまず適正の確な無罪判決をすること、そして誤判に対し誠実率直に謝罪の意を表することである」と。

### 《司法の戦争責任追及へ》

横浜事件の再審請求は何を明らかにしたのだろうか。戦争中、検察や判事など司法が果たした国民への加害の事実であり、戦後、日本国憲法下でなお、そうした軍国主義が克服されない事実だ。

司法が勇氣をもって「無罪」判決を下し、戦前、どうして横浜事件のようなむごい事件が起きたのかをきちんと総括し、「誤判に対し誠実率直に謝罪の意を表する」。その最後のチャンスが失われた。

日本が中国東北部につくった傀儡国家「満州国」の司法官の多くが、戦後、最高裁や各地の高裁判事となり戦争責任を問われることはなかった（上田誠吉著『司法官の戦争責任と満州体験と戦後司法』）。韓国では日本の植民地支配の克服をめざして日本の植民地支配への協力者（＝「親日派」）の調査が行われたが、親日派の多くは司法関係者だ。司法にはプロフェッショナル性が必要だからであろう。一方、ドイツでは自国民による司法の戦争責任追及が厳しく行われた（記録映画『日独裁判官物語』日弁連）。では、日本の裁判所はなぜ消極的なのか。それはエリート裁判官たちによる司法支配の実態があるという（新藤宗幸『司法官僚と裁判所の権力者たち』岩波新書）。

木村まきらの四回にわたる再審裁判は、ことごとく「冤訴」という形式判決でピリオドを打たざるを得なかった。刑事補償法による認定こそなされたが、それでも木村まきら元被告や遺族たちが求めているのは「無罪」判決であった。木村まきは、いま、国家賠償法に基づく裁判をするかどうか決めかねている。心は揺れ動いている。壁は厚い。司法はいま市民から問われている。

にしむら・ひまき

ジャーナリスト。著書に『北朝鮮抑留』（岩波現代文庫）、『大阪で闘った朝鮮戦争』（岩波書店）。